

福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の日本語学校又は介護福祉士養成施設における修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等（以下「補助事業者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 この補助金は、福岡県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行う事業所が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する事業を交付対象とする。
- 2 留学生が日本語学校を経由する場合にあっては、知事が別に定める要件を満たす日本語学校で修学する場合に限り、交付対象とすることができるものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

(交付の除外要件)

第5条 この補助金の交付申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (4) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (5) 事業者は、留学生に対し奨学金の返済を求める場合には、交付された補助金に相当する額について、返済の債務を免除しなければならない。
- (6) 事業者は、補助事業を実施するため、貸付額、貸付期間、貸付方法、返還及び返還の免除等について規定する貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならない。
- (7) 事業者は、貸金業法（昭和58年法律第32号）等の関係法令等を遵守しなければならない。

(申請手続)

第7条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、様式2により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、事業が第5条に規定する団体であることが判明した場合又は第6条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずるものとする。

- 2 事業者は、第3条に規定する事業を実施し、補助金の交付を受けた後において、留学生に貸与又は給付した額の全額が返還された場合、その補助金の全部を知事に返還しなければならない。

(事業変更の承認)

第10条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又

は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第11条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第12条 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式5により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払いをするものとする。

（実績報告）

第13条 事業者は、補助事業を完了した場合（当該留学生が各年度の課程を修了したとき）は、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第4条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第15条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式7により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第16条 特別の事情により第7条、第10条、第11条、第13条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和9年度までの補助金

に適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 7 年 7 月 1 8 日から施行する。